

平成31年4月から産前産後期間の 国民年金保険料が免除となります!

○免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4ヶ月間（以下、「産前産後期間」といいます）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。

※出産とは、妊娠85日（4ヶ月）以上の出産をいいます。

（死産、流産、早産された方を含みます）

○対象者

「国民年金第一号被保険者」で出産日が平成31年2月1日以降の方

※「国民年金第一号被保険者」とは、自営業者・農林業従事者・学生などの方（厚生年金に加入していない方）

○届出期間

出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。

※ただし、届出ができるのは平成31年4月からです。

○届出先

南部町役場住民課 国民年金係 ☎0556-66-3405



<よくあるご質問>

Q1 平成31年3月に出産予定の場合はどうなる？

A1 平成31年4月からの施行になりますので、この場合「4月、5月分」が免除となります。

Q2 産前産後免除期間は年金額に反映されるのか？一般免除期間のように満額加算されないのか？

A2 産前産後免除期間は一般免除とは異なり、保険料を満額納付したものと同様の期間として扱われます。

Q3 対象期間の保険料を前納、または既に納めている場合は？

A3 産前産後期間の保険料は還付されますのでご安心ください。

■届出の方法

平成31年4月から日本年金機構のホームページから届出用紙をダウンロードすることができるようになります。詳しい記入の方法についても掲載される予定です。 ★日本年金機構 <http://www.nenkin.go.jp/>

○出産日確認のための添付書類

出産前の届出：母子健康手帳や病院の発行した書類などが必要

出産後の届出：不要（役場で確認させていただきます）

○個人番号（マイナンバー）による届出のお願い

添付書類と合わせて個人番号カード（マイナンバーカード（顔写真入り））の提示をお願いいたします。

まだカードをお作りでない方は、個人番号通知カードまたは個人番号の記載のある住民票をご用意ください。

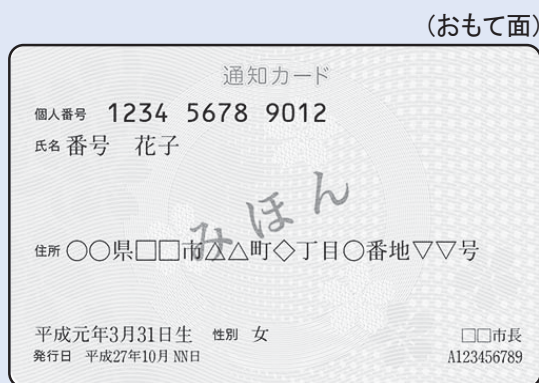
※個人番号確認書類をお持ちでない方は、身元確認書類（運転免許証、パスポートなど）をご持参ください。



引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに!

- **住民票の住所の異動届** (転出届・転入届・転居届など) は、
国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録など
につながる大切な手続きです。

- 住民の皆様を送付している **身分証明書となる
マイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード」
(個人番号カード)**



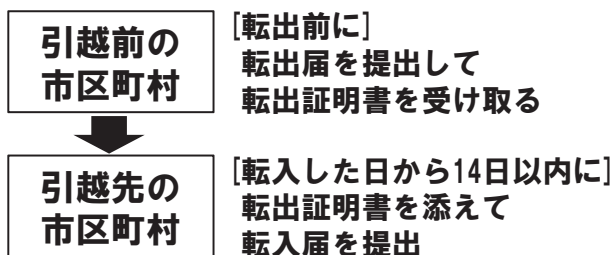
これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です! (法律上の義務です)

入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は、

- ◆ 住民票の異動の届出を! (転出届、転入届、転居届等)
- ◆ マイナンバーの「通知カード」、「マイナンバーカード」、(個人番号カード)

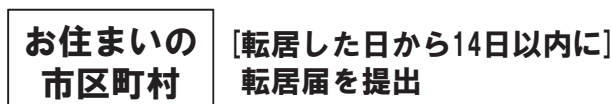
◎他の市区町村に転出・転入される場合



「住民基本台帳カード」
の住所変更の届出も
お忘れなく!

問合せ 住民課 ☎66-3405

◎同一の市区町村内で転居される場合



(正当な理由がなく住民票の
異動の届出をしない場合、
5万円以下の過料に処され
ることがあります。)